

パソコン遠隔操作事件の教訓

弁護士 佐藤博史
hiroshi23.sato@nifty.com

I パソコン遠隔操作事件とは何だったのか

—ハッカーではない被告人1人に警察・検察・裁判所が翻弄された事件

1 犯行（CSRF事件と iesys.exe 事件）

—踏み台とされた4人が逮捕され、うち2人が自白した

- 12.6.22 はちま起稿（任天堂）CSRF事件
- 6.29 横浜CSRF事件（7.2 東京少年誤認逮捕・自白）
- 7.29 大阪オタロード事件（8.26 大阪アニメ作家逮捕・否認、9.14 起訴、9.21 釈放、10.19 起訴取消）、
皇居ランナー無差別殺人事件（非公開）
- 8.1 JAL事件
- 8.9 コミケ事件（愛知男性不逮捕）、天皇殺害予告事件（非公開）
- 8.27 女優事件（9.21 福岡男性再逮捕、9.27 釈放、10.23 不起訴処分）、
O幼稚園事件（9.1 福岡男性逮捕・自白）、
G初等科事件、部落解放同盟事件（非公開）
- 8.29 AKB48事件（神奈川専門学校生不逮捕）
- 9.10 ドコモショップ事件、
伊勢神宮事件（9.14 三重男性逮捕・否認、9.21 釈放、
10.23 不起訴処分）、
任天堂事件

2 犯行後逮捕まで

—犯人は4つのメールとラストメッセージで警察を挑発した

- 12.10.9&10 犯行声明メール
- 11.13 自殺予告メール
- 12.1 雲取山頂・USBメモリ埋める
- 13.1.1 謹賀新年メール（雲取山）→USBメモリ不発見（→5.16 発見）
- 1.3 江ノ島の猫・マイクロSDカード付首輪
- 1.5 延長戦メール（江ノ島）
→マイクロSDカード回収・ラストメッセージ解読
- 2.10 逮捕

3 逮捕から現在まで

—被告人は、長期間否認を続け、保釈後真犯人メールで墓穴を掘った

- 13.2.10 逮捕（オタロード事件）
- 3.3 再逮捕（JAL事件、コミケ事件）
- 3.22 起訴（オタロード事件、JAL事件、コミケ事件）
- 4.11 3回目の逮捕（女優事件、O幼稚園事件）
- 5.2 2回目の起訴（女優事件、O幼稚園事件）
- 5.8 4回目の逮捕（ドコモショップ事件、伊勢神宮事件）
- 5.16 雲取山でUSBメモリ発見
- 5.29 3回目の起訴（ドコモショップ事件、伊勢神宮事件）

- 6.28 4 回目の起訴（横浜 C S R F 事件、ウイルス供用罪、AKB 4 8 事件）、
捜査終結宣言
- 14.2.12 第 1 回公判（全面否認）
- 3.5 第 2 回公判・保釈
- 5.16 第 8 回公判・真犯人メール
- 5.19 逃走・弁護人に自白
- 5.20 保釈取消・再勾留
- 5.22 第 9 回公判（全面自白）
- 11.21 第 2 0 回公判（論告・求刑）
- 11.27 第 2 1 回公判（弁論）

II 何故真実を見抜けなかったのか

—捜査、公判、弁護、裁判それぞれに問題がある

- ① 捜査の問題点
 - 遠隔操作見破れず（警察官〔サイバー犯罪対策課〕の I T 捜査技術の未熟）
 - 誤認逮捕・虚偽自白（取調べの失敗）
 - 本件逮捕をめぐる警察の失敗（情報管理）
 - 取調べの録画拒否→取調べ不可能（取調べ技術の未熟）
- ② 公判の問題点
 - 決定的証拠の不存在（検察官〔専門家不在〕の I T 捜査技術の未熟、
決定的証拠=ファイルスラック？、検察官補佐官〔仮〕制度）
 - 無罪証拠の「存在」（雲取山の U S B、江ノ島の S D カード、
ラストメッセージ、ドコモショップ事件）
 - 真犯人メールをめぐる警察・検察の失敗（情報管理）
- ③ 弁護の問題点
 - 被告人（専門家不在）の I T 弁護技術の未熟（デジタル情報の取扱い、特別被告人）
 - 被告人は何故被告人に騙されたのか（弁護人の真実義務と弁護技術）
- ④ 裁判の問題点
 - 裁判官（専門家不在）の I T 裁判技術の未熟（裁判官補佐官〔仮〕制度）

III パソコン遠隔操作事件の教訓とは何か

- ① 警察・検察の I T 捜査技術
- ② 警察・検察の取調べ技術（取調べの録音・録画の重要性）
- ③ 警察・検察の情報管理
- ④ サイバー犯罪裁判におけるデジタル情報の取り扱い

IV 第 2 の片山祐輔を生まないために何が必要か

—失敗に学ぶ

- ① 片山祐輔と精神鑑定（サイバー空間と人格形成）
- ② パソコン遠隔操作事件の検証（被告人からの事情聴取の必要性）

以 上